

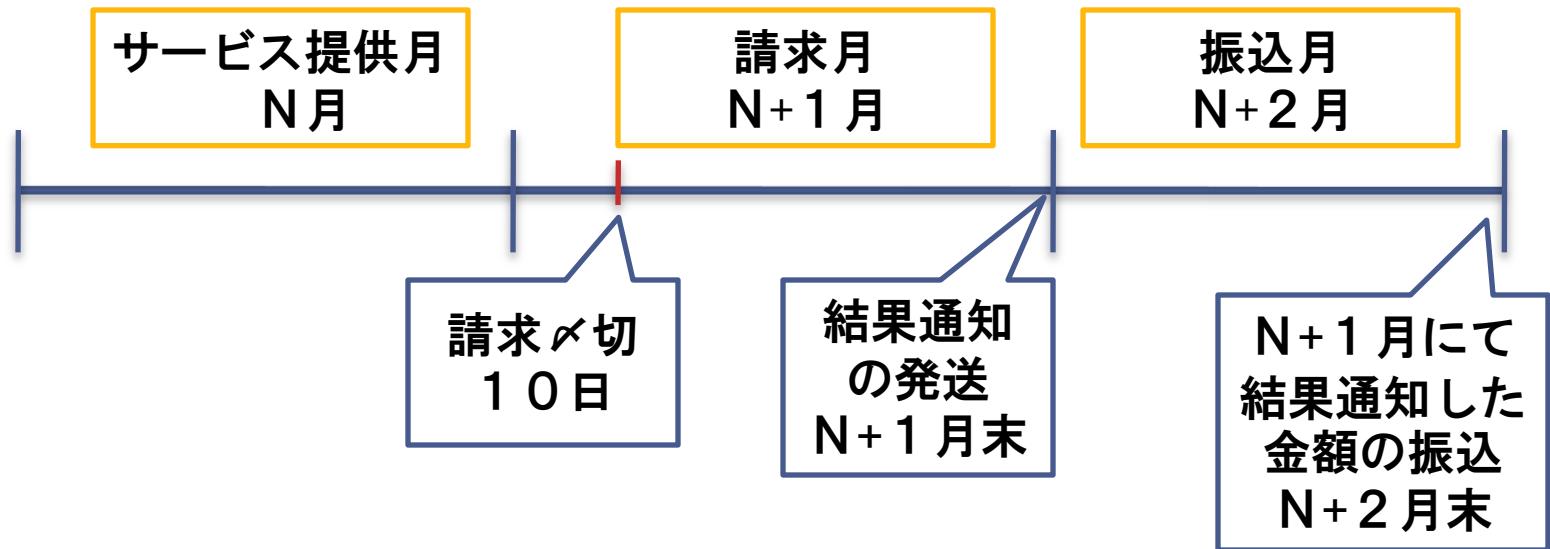
平成26年度 介護保険サービス事業所連絡会

平成26年5月21日
愛媛県国民健康保険団体連合会

本日説明させていただくこと

- 請求スケジュール
- 連合会における審査
- 返戻・保留について
- よくある返戻の例
- 給付管理票との突合について
- 過誤とは
- 給付管理票の「新規」「修正」
- 難しい請求
- 伝送での請求
- 受領に関する届

請求スケジュール



(例)

N (サービス提供)	N+1 (請求)	N+2 (振込)
5月	6月	7月
6月	7月	8月

本年度のスケジュール

	請求締切日	審査結果通知 (当月審査分)	介護給付費支払 (前月審査分)
平成26年 4月	10(木)	28(月)	5/30(金)
5月	10(土)	30(金)	6/30(月)
6月	10(火)	30(月)	7/31(木)

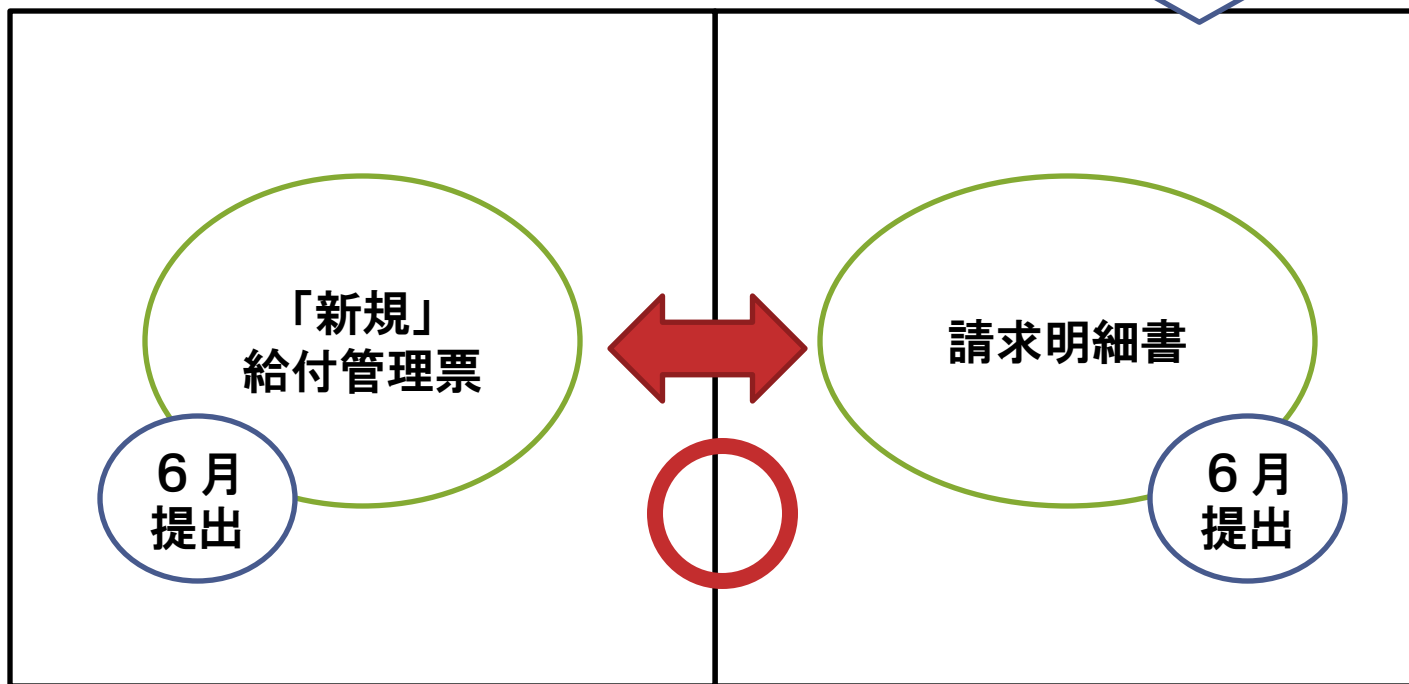
愛媛県国民健康保険団体連合会 HPにて掲載

<http://www.kokuhoren-ehime.jp/>

介護の情報→事業所の皆様へ→請求及び支払いに関するスケジュール

連合会における審査

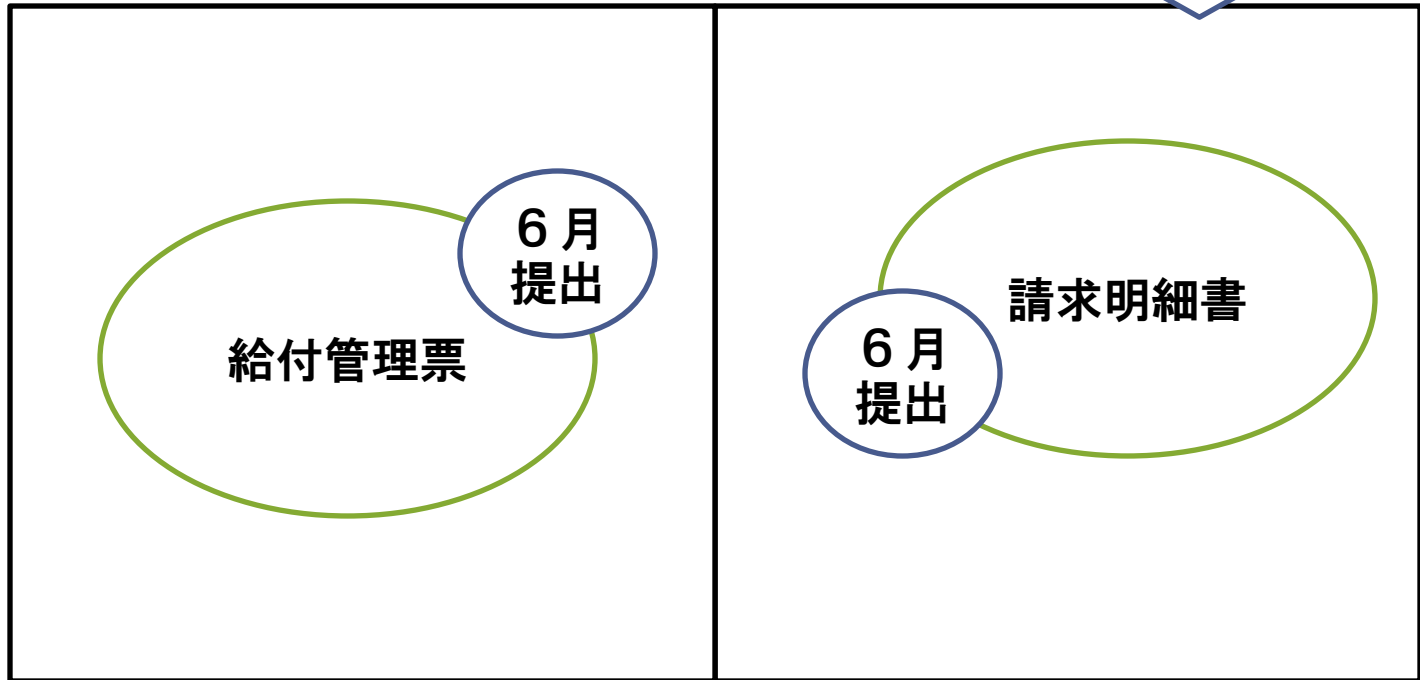
5月サービス分
6月審査なら



- ①連合会が各市町村から提供された資格情報と一致するか
- ②算定のルールと一致するか
- ③給付管理票の内容、単位数を超えていないか(在宅サービス)

返戻とは

5月サービス分
6月審査なら



- ① 連合会が保有している資格情報と明細書の資格情報が異なる
- ② 記載要領と異なる請求
- ③ 算定ルールと異なる請求



明細書が返戻になったら

5月サービス分
6月審査なら

「新規」
給付管理票

6月
提出

再請求
正しい
請求明細書

7月
提出

新しく明細書を再作成し
翌月以降に再提出が必要！！

請求明細書

6月
提出

給付管理票が返戻になったら

5月サービス分
6月審査なら

再請求
「新規」
給付管理票

7月
提出

請求明細書

6月
提出

新しく給付管理票を再作成し
翌月以降に再提出が必要！！

6月
提出

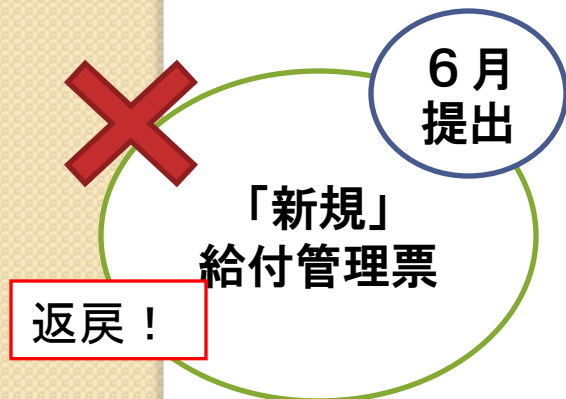
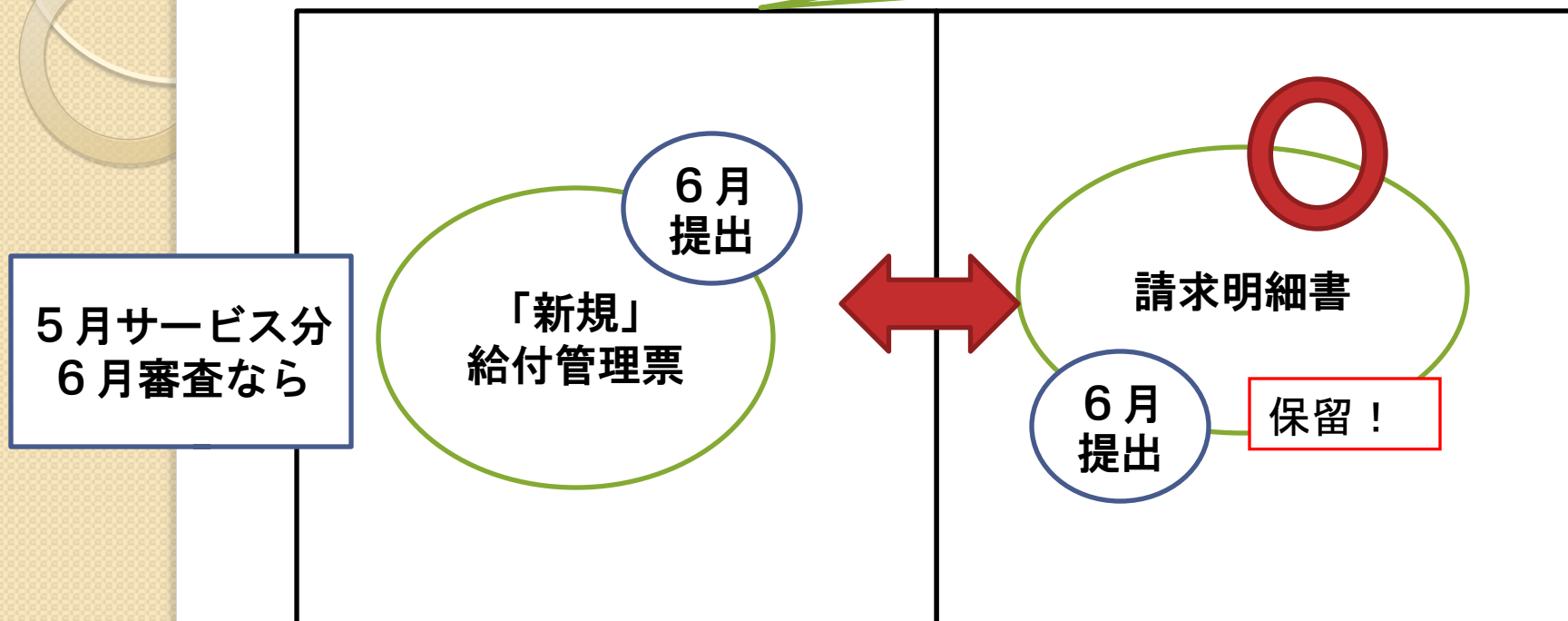
給付管理票

返戻！

- ① 連合会が保有している資格情報と給付管理票の資格情報が異なる
- ② 記載要領と異なる請求
- ③ 算定ルールと異なる請求

保留とは

給付管理票→保留にならない
返戻のみ

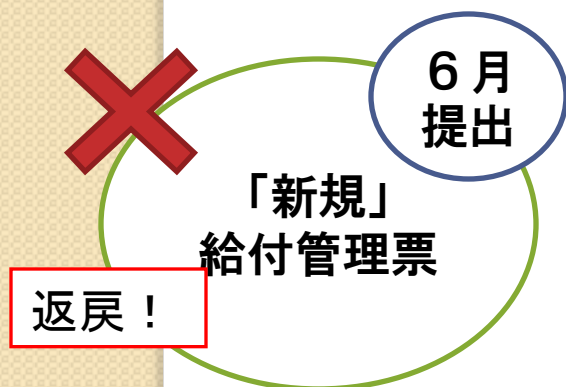
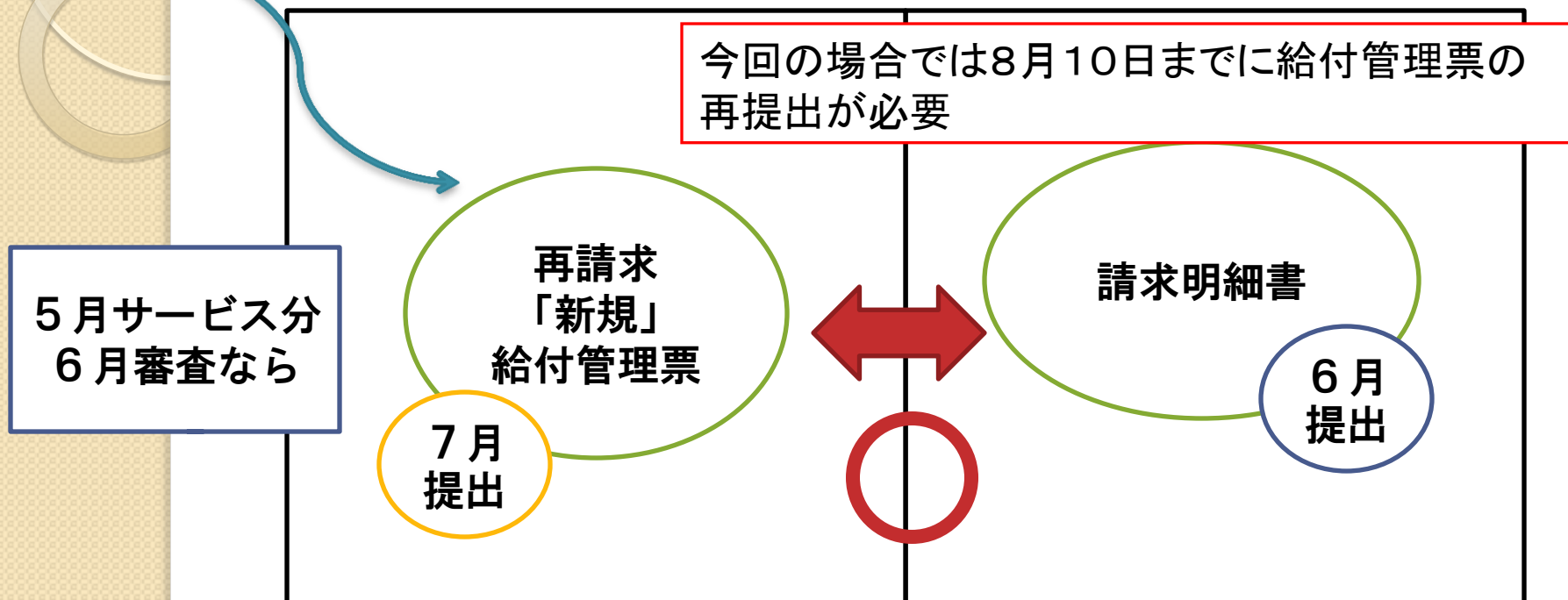


給付管理票・・・返戻or未提出

請求明細書・・・保留

居宅支援費の明細書は「返戻」

明細書が保留になったら



「保留」は2ヶ月間

給付管理票が提出→決定

翌月末に支払い

保留が2カ月を超えると

5月サービス分
6月審査なら

給付管理票・請求明細書
両方の再提出が必要

6月
提出

請求明細書



6月
提出

「新規」
給付管理票

返戻！



6月
提出

請求明細書

連合会にて自動的に
8月に返戻！

返戻・保留はどこでわかるか

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	99700000000	平成○年○月審査分		平成○年○月○日				
事業所（保険者）名	□□介護事業所	1 頁 〇〇県国民健康保険団体連合会						

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考

給付管理か明細か？
給...給付管理票
請...請求明細書
サ...サービス計画費

どんな内容の
エラーか？

保留か返戻か？
保留...保留
返戻...エラーコード
(例、I2PA、ASSA)

「返戻（保留）一覧表」

結果通知と一緒に月末発送

どうして返戻か

事由	内 容	備 考
B	日数回数 : 明細が受給可能日数超過 : 1001	AEFB
B	日数回数 : 明細が受給可能日数超過 : 1003	AEFB
B	サービス実日数 : 市町村認定の利用可能日数超過	AEFO

備考欄のエラーコードでエラーの内容を示しています。

すべてのエラーコードの一覧表は

愛媛県国民健康保険団体連合会 HPにて掲載

<http://www.kokuhoren-ehime.jp/>

介護の情報→事業所の皆様へ→審査支払結果帳票の解説
→エラーコードについて

よくある返戻エラー

- A E F B ・ A E F O
- A N N 4 ・ A N N M
- 1 2 P A

エラーコード：A E F B, A E F O

事由	内 容	備 考
B	日数回数 : 明細が受給可能日数超過 : 1 0 0 1	A E F B
B	日数回数 : 明細が受給可能日数超過 : 1 0 0 3	A E F B
B	サービス実日数 : 市町村認定の利用可能日数超過	A E F O

原因

月の途中で要介護の認定を受けた場合や資格を喪失した場合に、**利用者の当該でのサービスを受けられる日数**より、請求されたサービス日数が多い場合です。転居等で保険者が変更になっている場合もあります。(次頁の例参照)

対応

利用者の被保険者証等で認定日、喪失日を確認してください。

A E F B , A E F 0 となる請求明細書の例

サービス内容		サービスコード					単位数	回数	サービス単位数			公費分回数	公費対象単位数			摘要			
車いす貸与		1	7	1	0	0	1	3	0	7			0	0			11111-111111		
特殊寝台貸与		1	7	1	0	0	3	3	0	1			3	0			33333-333333		

エラーコード：ANN4，ANNM

事由	内 容	備 考
B	様式番号 : 過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
B	様式番号 : 過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
B	サービス種類 : 支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ANNM

セット

原因

- ・請求済のデータを再度提出してしまった。
- ・給付管理票の修正のみすべきところ、サービス計画費を提出してしまった。
- ・既に支払が完了している請求明細書の間違いに気づき、取り下げ(過誤)の手続きをしないまま、再度請求した場合が考えられます。
- ・ANN4とANNMのセットは、以前に0単位で確定している明細書を再請求した場合です。

対応

- ・誤って請求明細書を請求してしまった場合はなにもする必要はありません。
- ・決定済みの請求明細書を訂正する場合は、保険者に取り下げ(過誤)の手続きをしてから 処 理月を確認の上、再請求をして下さい。過誤の結果は、「介護給付費過誤決定通知書」で確認できます。
- ・ANNMは、給付管理票の修正のみで再請求はいりません。

エラーコード：I2PA

事由	内 容	備 考
B	証記載保険者番号 : 市町村の認定変更が未決定	I2PA
B	被保険者番号 : 市町村の認定変更が未決定	I2PA

原因

連合会が各市町村から提供された受給者情報が、要介護認定について「変更(更新)申請中」となっている被保険者の場合です。

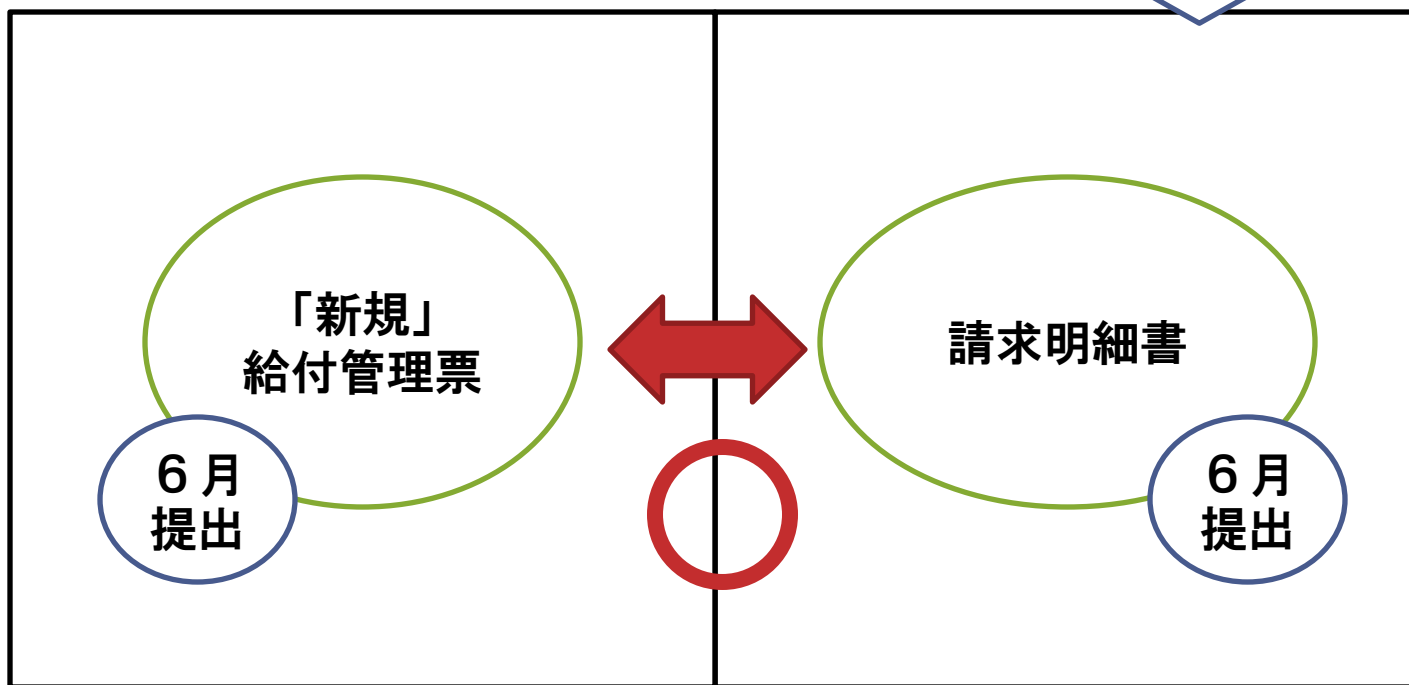
対応

認定が確定していれば、再請求。

保険者が変更(更新)申請を受け付けてから確定するまで約30日かかります。この日数を考慮に入れて請求してください。また留意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成したものを提出するようにしてください。

連合会における審査

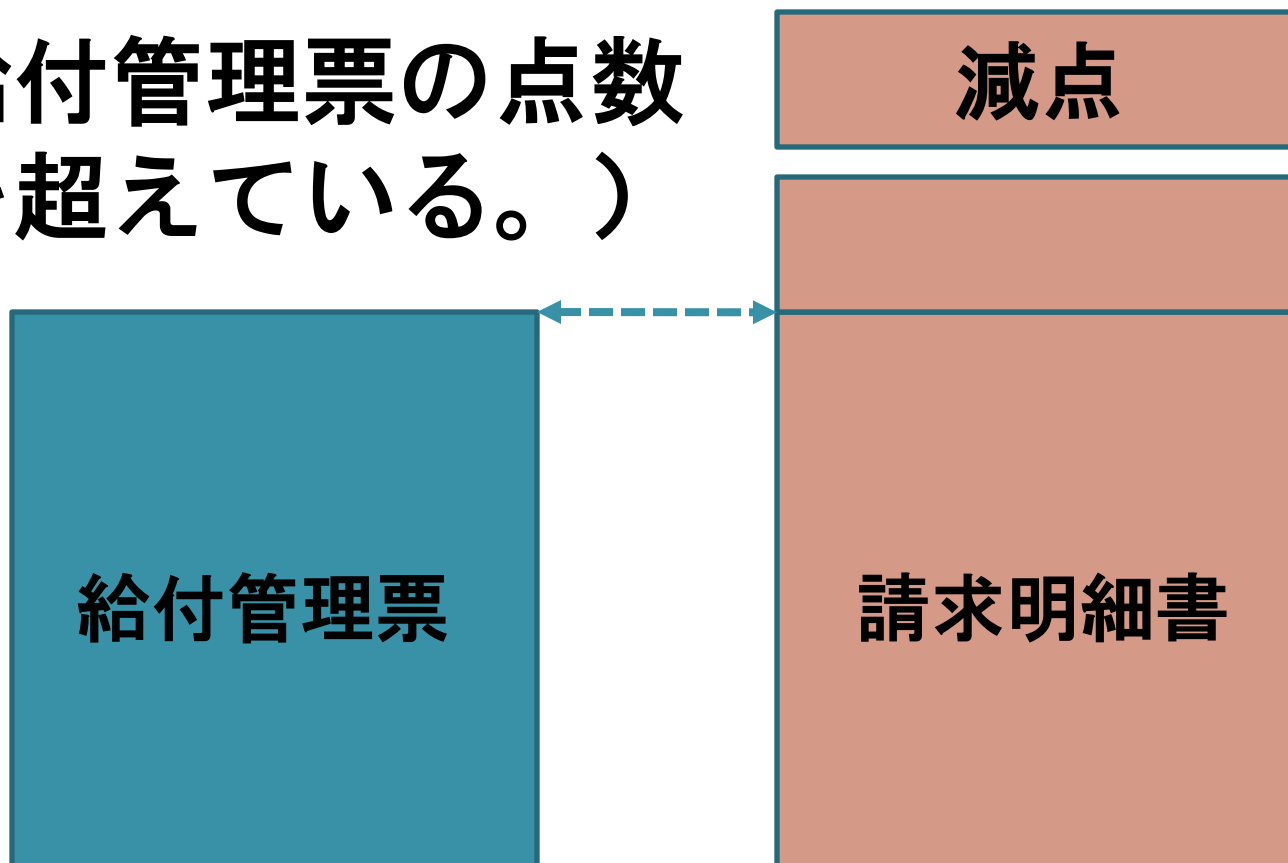
5月サービス分
6月審査なら



- ①連合会が各市町村から提供された資格情報と一致するか
- ②算定のルールと一致するか
- ③給付管理票の内容、単位数を超えていないか(在宅サービス)

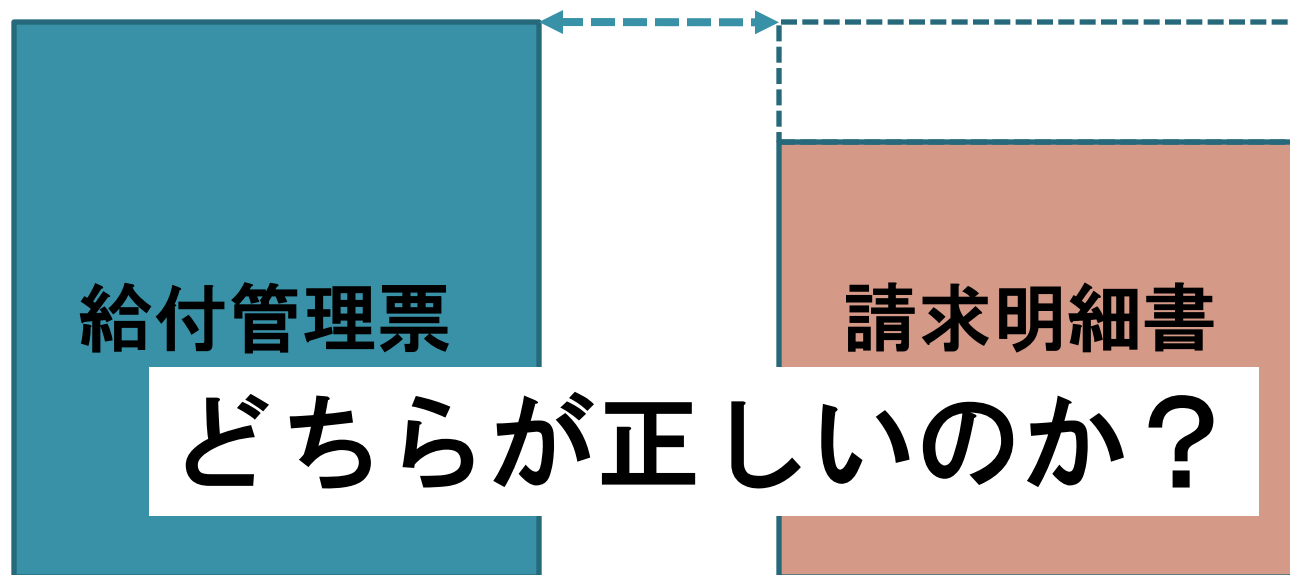
給付管理票との突合審査

(給付管理票の点数
を超えている。)



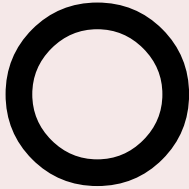
給付管理票との突合審査

(給付管理票より少ない。)



サービス請求書の金額で決定し、支払われる

給付管理票との突合審査

		居宅介護支援事業所	
		正しい	誤り
サービス事業所	正しい		給付管理票の単位数が ①多い (そのまま決定) ②少ない または その事業所の記載がない (明細書が査定) * 給付管理票を修正
	誤り	明細書の単位数が ①多い (明細書が査定) ②少ない (そのまま決定) * 明細書を 過誤して再請求	どちらも多い どちらも少ない * 明細書を 過誤して再請求 * 給付管理票を修正

突合審査で減点されたとき

介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号	9970000000
事業所名	〇〇介護事業所

1 頁
 〇〇県国民健康保険団体連合会
 〇〇県介護給付調整委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
1								

「増減単位数決定通知書」

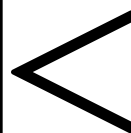
結果通知と一緒に月末発送。

増減単位数決定通知書の見方

増減単位数	事由	内容
-4,924	A	給付管理票に実績が記載されていないもの 確定単位数 (0 単) 請求単位数 (4924 単)
事由 A 給付管理票に実績が記載されていないもの		
事由 B 給付管理票の実績を超えるもの		
-1,088	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数 (5427 単) 請求単位数 (6515 単)

確定単位数

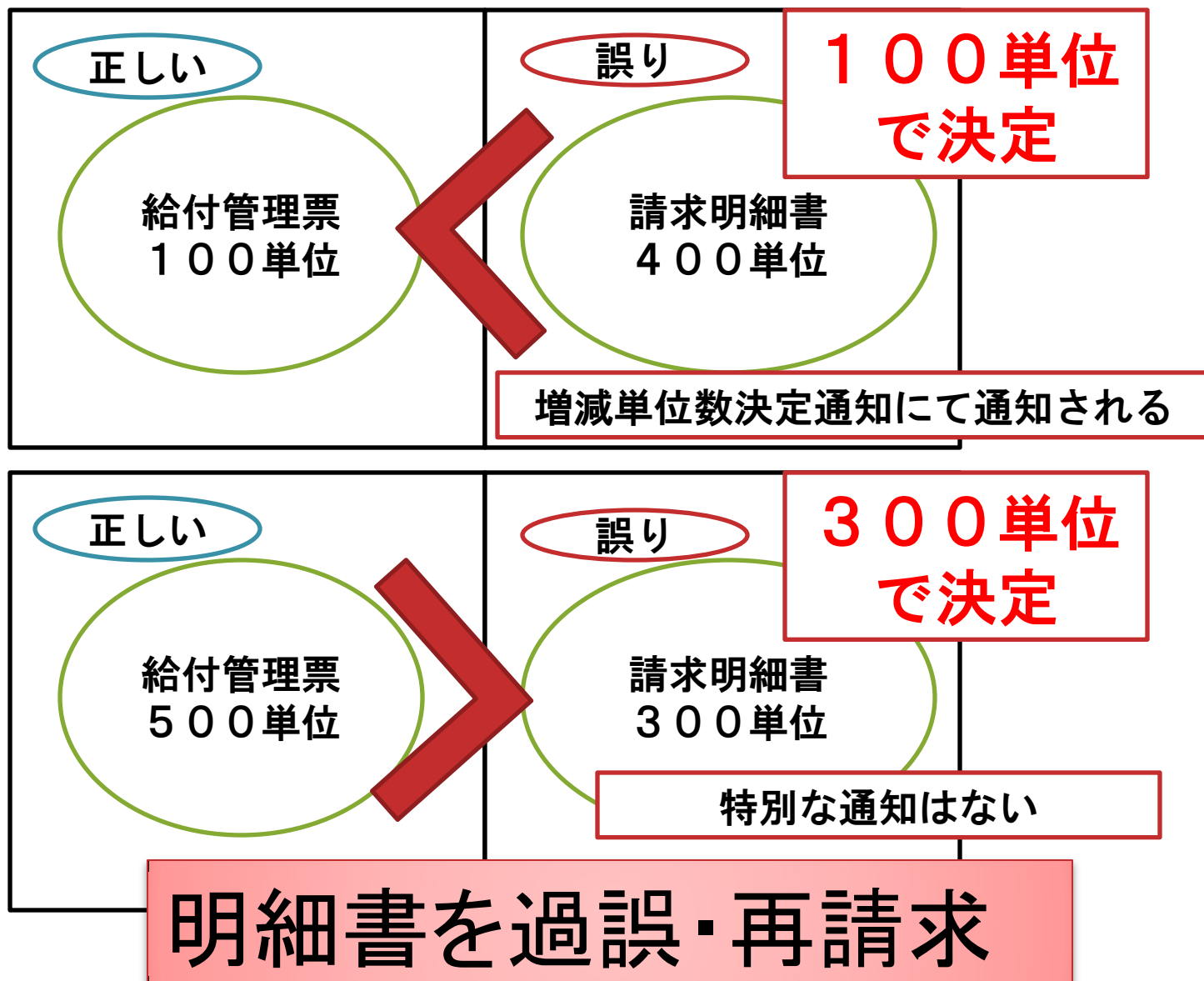
給付管理票に記載した
計画単位数



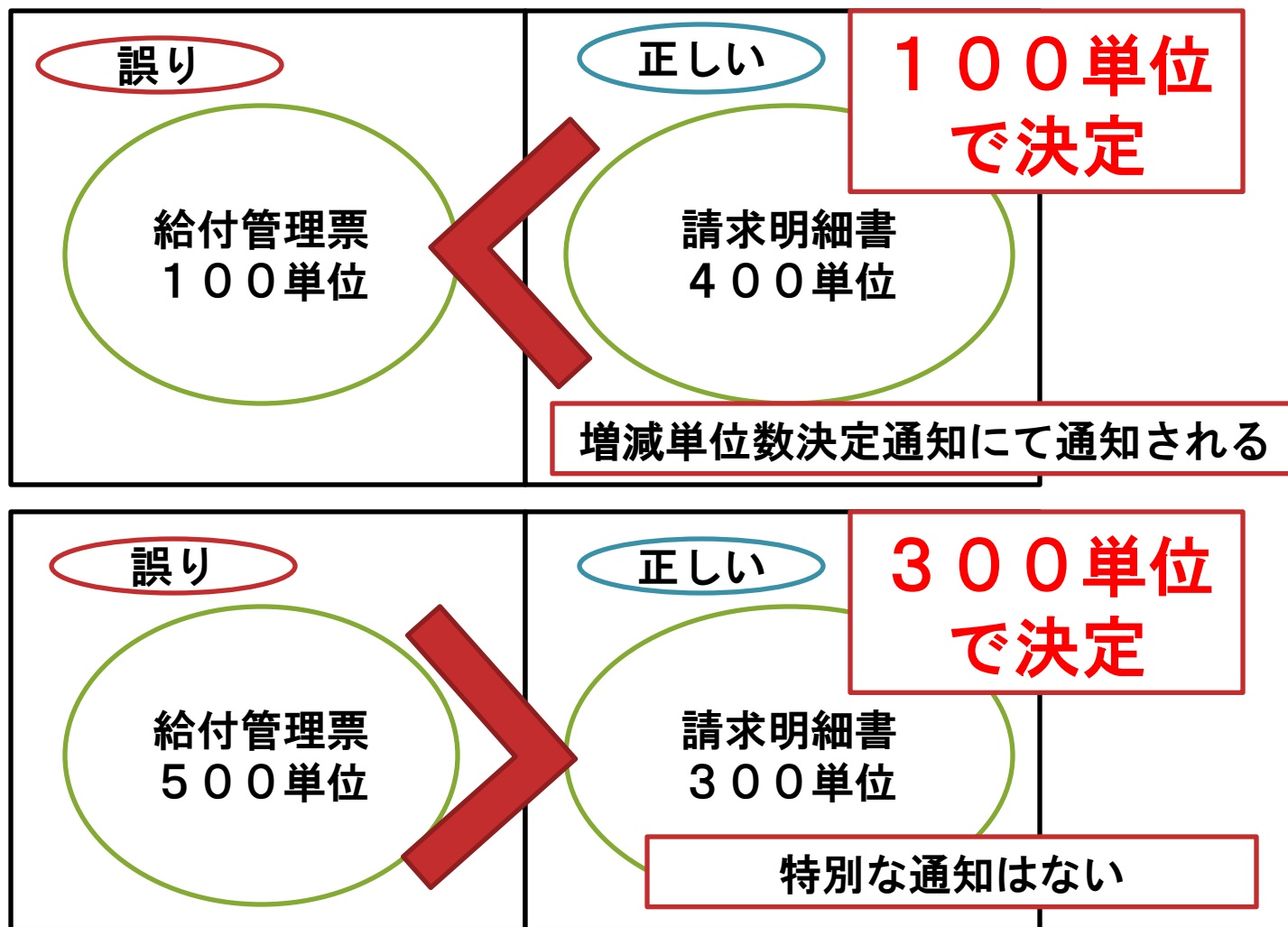
請求単位数

サービス事業所が請求した
単位数 (実績)

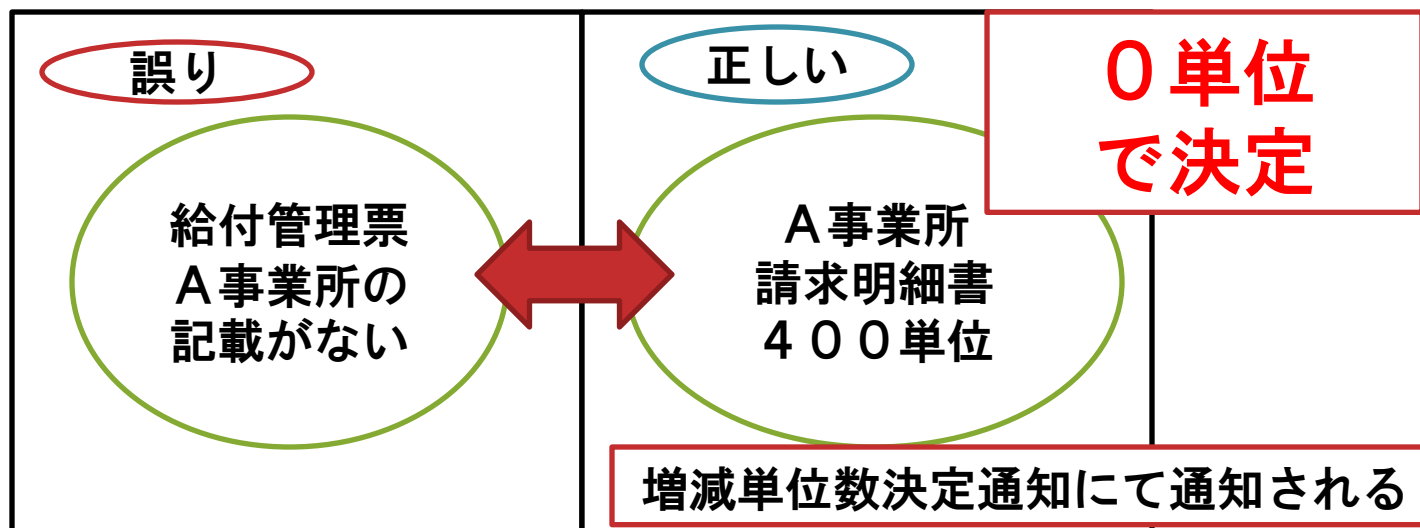
例 1 明細書が間違った



例 2-1 給付管理票が間違った



例 2-2 給付管理票に記載がなかった

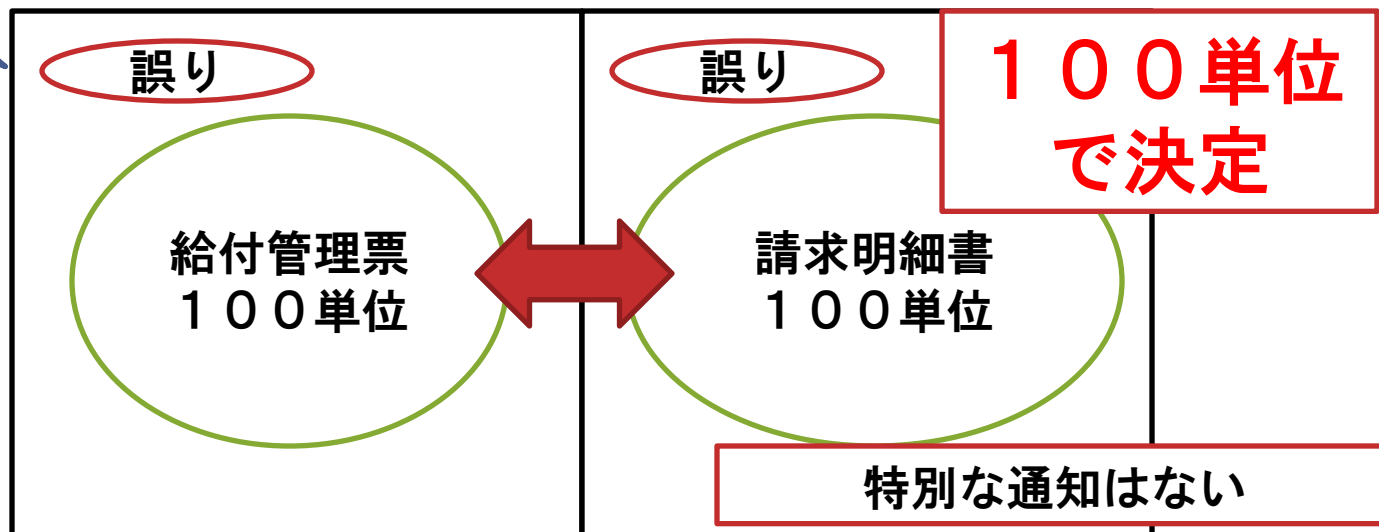


給付管理票を「修正」で再度提出

- 1、保留ではない
 - 2、返戻ではない
- 0点に決定(査定)されている

例 3 給付管理票も明細書も間違った

正しくは
300単位
だった



給付管理票を「修正」で再度提出
明細書を過誤・再請求

例3 処理の仕方

同月にはできない。
給付管理の「修正」
請求明細の「過誤」

A月

A+1月

A+2月

給付管理票

修正

サービス請求

両方とも多い単位数で間違った場合のみ
サービス事業所に給付管理票の修正後の単位数まで
査定された「再審査決定通知書」が送付される。

保険者へ

同月過誤
申立依頼

再請求

再審査決定通知書

介護給付費再審査決定通知書

再審査委員会において再度審議して結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

事業所番号	事業所名
9970000000	〇〇県国保介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

証憑記載保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種別名	再審査 申立事由	再審査 結果コード	当初請求単数	申立単数	決定単数	調整単数	保険者負担額	備考
						原審単数					
給付管理票の「修正」が提出されたことにより 再決定したことを知らせる通知書											

過誤とは

- 一度、決定した実績を取り下げること

当月支払額から過誤分を差額調整

1度決定した実績を直したいとき
過誤が決定してから、新しく再請求を提出

過誤・再請求

同月過誤

当月請求

—

過誤

+

再請求

=

決定額

通常過誤

当月請求

—

過誤

=

決定額

再請求がない、または返戻になった場合で
過誤の金額が多い場合は多額のマイナスがでる可能性あり

同月過誤のスケジュール

同月過誤×切
保険者別に設定
おおよそ月末

A月

A+1月

A月10日
請求×切

A月末
結果通知

同月過誤
「市町へ」依頼
×切と処理月を
要確認

連合会へ①当月分請求
②過誤分再請求

当月請求

— 過誤

+

再請求

=

決定額

通常過誤のスケジュール

通常過誤×切
保険者別に設定
おおよそA月中旬

A月

A月10日
請求×切

A月通常過誤
「市町へ」依頼
×切と処理月を
要確認

A+1月

A月末
結果通知

A+1月10日
請求×切

連合会へ
①当月分請求
②過誤分再請求

A+2月

A+1月末
結果通知

当月請求

— 過誤

= 決定額

当月請求

+ 再請求

= 決定額

決定額

過誤決定通知

介護給付費過誤決定通知書

過誤申立については、下記のとおり決定しましたので通知します。

事業所番号	事業所名
9970000000	〇〇県国保連介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

証記被保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	過誤申立事由	単位数 (特定入所者介護サービス費)	保険者負担額 (公費負担者)	備 考

「過誤申立事由」
過誤となった明細書様式と、
その理由を表示します。

決定した過誤の内容を
保険者・被保険者・サービス月ごとに表示

給付管理票の新規と修正

新規

請求明
細書

給付管
理票

×
返戻！

- ①初めて給付管理票を提出する場合
- ②給付管理票が返戻され、再提出する場合
→決定している給付管理票がない状態

修正

給付管
理票

請求明
細書

決定している給付管理票があるが、
内容を訂正して再提出する場合

難しい請求事例

- 月の途中で要介護度区分が変更
- 生活保護受給者の明細

月の途中に要介護状態区分が変更になった場合の請求方法について

対象	項目	請求する内容
請求明細書 （居宅介護支援、予防居宅介護支援以外）	被保険者欄に入力する 要介護度	変更後（月末直近）の要介護状態区分
	サービスコード	変更前後それぞれの要介護状態区分に応じたサービスコード
請求明細書 （居宅介護支援、予防居宅介護支援）	被保険者欄に入力する 要介護度	変更後（月末直近）の要介護状態区分
	サービスコード	変更後（月末直近）の要介護状態区分に応じたサービスコード
給付管理票	被保険者欄に入力する 要介護度	変更前後のいずれか高い方の要介護状態区分
	支給限度基準額	変更前後のいずれか高い方の要介護状態区分に応じた支給限度基準額

生活保護受給者の介護給付費請求明細書にかかるとの留意点

- **公費負担者番号**、公費受給者番号は正しいですか。介護券で確認してください。
- 給付費請求明細書の「公費1給付率」欄は、“介護保険+公費1”の給付率を入力（記入）することになっています。
通常、生活保護単独の受給者の場合、介護保険の請求額は全額（100%）が公費（生活保護）への請求になります。
- 給付費明細欄に公費分回数と公費対象単位数が計上されていますか。
- 請求額集計欄に公費分の集計が計上されていますか。
- 月の途中で生活保護受給者になった場合
第1号被保険者の場合、1枚の明細書で請求します。第2号被保険者の場合は、被保険者番号の変更前後で1枚ずつ計2枚の明細書で請求します。
- もし、生活保護を介護保険として請求して支払が決定された場合は、支払済みの明細書を過誤をしてから生活保護受給者として再請求しなければなりません。

伝送での請求

【確認】

伝送は I S D N 回線のみです

送付データの作り方、入力の仕方

入力ソフトの制作会社へお問い合わせください。

国保中央会の伝送通信ソフトは中央会ヘルプデスク
(Tel 03-5391-5622)までお問い合わせください。

※切:10日 24:00まで(伝送事業所のみ)

事業所側のPCで送付できたかを確認できます。

○・△・×の表示がでるので確認をお願いします。

△は伝送はできているが、エラーになる内容です。

詳細を確認して、必要があれば送りなおしてください。

伝送データを差し替えたい

事業所

データ送信

請求期間で
あれば何回
でもOK

間違った

事前チェック
○・△・×
にて表示

国保連

データ受付
事前チェック

事業所側で差し替えが可能

差し替え方法

利用している伝送通信ソフトの
メーカーにご確認ください。

国保中央会 伝送通信ソフトの場合
愛媛県国民健康保険団体連合会
HPに操作マニュアルを掲載

<http://www.kokuhoren-ehime.jp/>

介護の情報→事業所の皆様へ→取消電文について

事業所別審査状況一覧表

- 伝送の事業所のみに送付
- どの利用者の何月分を請求したか？
- この利用者のこのサービス月は
確定or返戻？ 個別に確認できる

サービス提供月	保険者番号	被保険者番号	氏名	請求単位	決定単位
201305	382010	999999	加藤 知ウ	980	980
201304	382010	999999	加藤 知ウ	600	0

事業所別審査状況一覧表

国保中央会
伝送通信ソフトVer5以上

その他の会社の
通信ソフト

受信箱→印刷フォルダ

閲覧用ソフト
「印刷プログラム」

ダウンロードHP
http://www.kokuho.or.jp/kaigohelp/ver5faq/sys_dl.html

審査月の翌月初に連絡電文にて送付
例) 5月審査分→6月月初

受領に関する届

- 振込先口座番号・口座名義人
- 伝送の接続番号
- 住所・電話番号
- 請求方法 など

* F Dや伝送で請求をされる場合は別途

「電子情報処理組織又は磁気テープ、若しくは光ディスクによる請求に関する届」が必要

変更したいとき



介護給付費の請求及び
受領に関する届

44

請求及び支払に関するスケジュール

平成26年度国保連合会 介護保険 業務日程

事業所請求日は毎月10日締切

事業所請求月	再審査申立 (事業所締切)	事業所発送 (紙・伝送)	事業所 支払日
平成26年 4月	15(火)	28(月)	5/30(金)
5月	15(木)	30(金)	6/30(金)
6月	16(月)	30(月)	7/31(木)
7月	15(火)	31(木)	8/29(金)
8月	15(金)	29(金)	9/30(火)
9月	16(火)	30(火)	10/31(金)
10月	15(水)	31(金)	11/28(金)
11月	17(月)	28(金)	12/26(金)
12月	15(月)	26(金)	1/30(金)
平成27年 1月	15(木)	30(金)	2/27(金)
2月	16(月)	27(金)	3/31(火)
3月	16(月)	31(火)	4/30(木)

- 簡易入力ソフト、伝送ソフトに関する
Q & A
- 電話番号：03-5391-5622
FAX番号：03-5391-5631
E-Mail：k-denso@trust.ocn.ne.jp
- ↓ 国保中央会リンク
<http://www.kokuho.or.jp/system/software.html>
- また、国保中央会ホームページ上にQ & A
を公開しておりますので、一度確認してみ
てください。